

下水道河川・水道・交通委員会
令和7年12月12日
水道局

水第4号議案

横浜市水道条例の一部改正

1 提案理由

能登半島地震では、被災地の指定給水装置工事事業者が不足し、宅地内給水管の復旧が遅れました。

本市において、災害その他非常時に、早期の復旧を可能とするため、横浜市水道条例の一部を改正します。

2 条例改正の背景

令和6年1月の能登半島地震において、宅地内給水管の復旧が遅れ、水が使用できない期間が長期化しました。

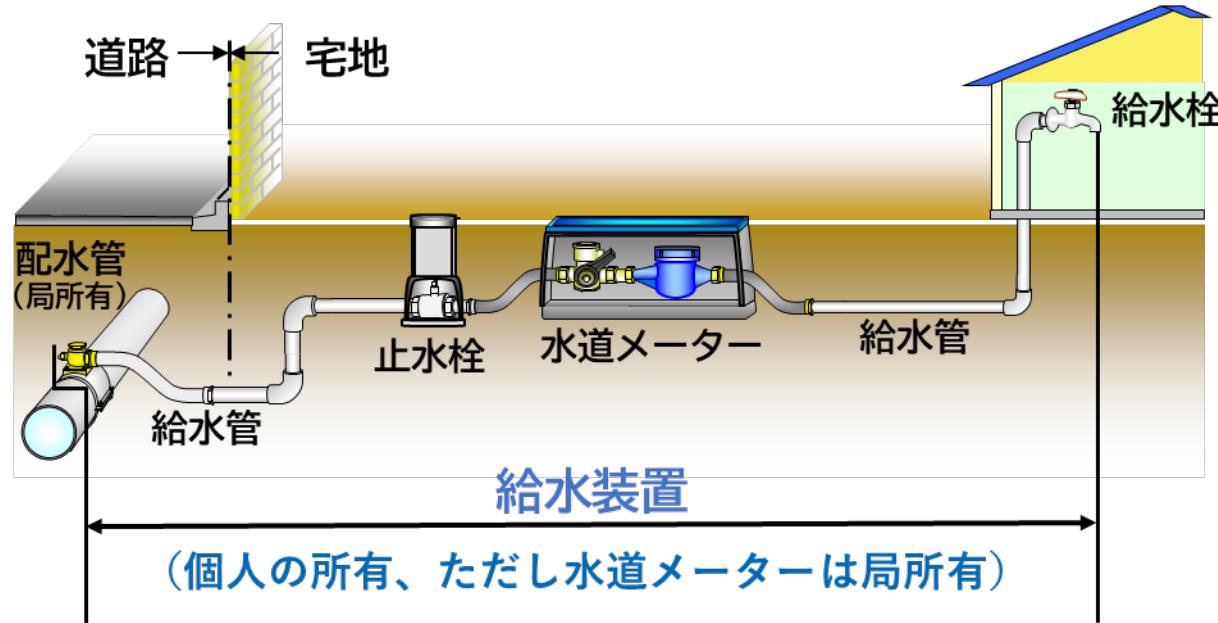
これを受け、国土交通省から、各水道事業者に条例の改正の要否等について検討するよう通知がありました。

本市においても、災害その他非常の場合における給水装置の早期復旧及び工事の適正な実施を確保するために、条例改正が必要と判断しました。

3 給水装置

一般家庭の例

給水装置とは、配水管の分岐から給水栓までの給水管等をいいます。



給水装置の工事は、指定給水装置工事事業者が施行することとしています。

4 指定給水装置工事事業者制度

(1) 概要

- ① 水道法により、水道事業者は、市内の給水装置が水道法で定める基準に適合することを確保するため、市内で給水装置の工事を施行できる者を指定することができます。
- ② 本市では、条例により、指定した者が給水装置工事を施行することを水道水の供給条件としています。
- ③ 指定された者を「指定給水装置工事事業者」といいます。

(2) 指定の基準

次に適合する者（全国一律の基準）

- ① 給水装置工事主任技術者（国家資格）の配置
- ② 水道法施行規則で定める機械器具の保有
- ③ 欠格要件に該当しない者

5 条例改正の概要

- (1) 災害その他非常の場合において、市が必要あると認めるときは、本市以外の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による工事を可能とします。
- (2) 市民給水の安全性を確保するため、審査や違反に関する取扱いは、本市が指定した給水装置工事事業者と同様とします。
- (3) 施行予定日 公布の日

【参考】 新旧対照表

現行	改正案
<p>第10条（給水装置工事の施行） 細水装置工事は、市又は市が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者(以下「指定細水装置工事事業者」という。)が施行する。</p>	<p>第10条（給水装置工事の施行） 細水装置工事は、市又は市が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者(以下「指定細水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が市以外の法第3条第5項の水道事業者（以下「他水道事業者」という。）又は他水道事業者が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「他水道事業者指定事業者」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する給水装置工事については、この限りでない。</u></p>

【参考】 新旧対照表

現行	改正案
<p>第11条（給水管及び給水用具の指定） (第1項省略)</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>(第3項省略)</p>	<p>第11条（給水管及び給水用具の指定） (第1項省略)</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者（前条ただし書に規定するときには、<u>指定給水装置工事事業者又は他水道事業者指定事業者。第18条、第38条第2項及び第40条において同じ。</u>）に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>(第3項省略)</p>
<p>第38条（給水装置の基準違反に対する措置） (第1項省略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、市又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第38条（給水装置の基準違反に対する措置） (第1項省略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、市（<u>第10条ただし書に規定するときには、市又は他水道事業者</u>）又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。</p> <p>(以下省略)</p>